

令和5年度第1回湯梨浜町地域包括支援センター運営協議会

日時 令和5年9月1日（金）

10:30～12:00

場所 湯梨浜町役場別館 第3会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 協議事項

(1) 湯梨浜町地域包括支援センター事業評価結果について（資料1）

(2) 令和5年度事業について

①令和5年度地域包括支援センター事業計画について（資料2）

②令和5年度指定居宅介護支援事業所の指定について（資料3）

(3) 事業協議「認知症施策」について（資料4）

(4) その他

4 閉会



湯梨浜町地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年2月28日

告示第8号

改正 平成18年4月1日告示第13—5号

平成19年3月30日告示第40—2号

令和2年3月6日告示第15号

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第2項の規定により設置する湯梨浜町地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑かつ適切な運営並びに公正及び中立性の確保に関し、必要な事項を調査、協議するため、湯梨浜町地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(運営内容)

第2条 協議会は次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの設置等に関する事
- (2) センターの運営に関する事
- (3) センターの職員確保に関する事
- (4) 地域包括ケアに関する事
- (5) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、センターの公正及び中立性を確保する観点から、保健、福祉及び医療について見識を有する次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉協議会関係者
- (3) 各種団体代表
- (4) 介護者代表
- (5) 指定介護サービス事業者
- (6) 介護サービス従事者
- (7) 医師
- (8) 県福祉保健関係職員
- (9) その他町長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず本告示施行後の最初の委員の任期は、平成18年2月28日から平成20年3月31日までとする。
- 3 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、解任されるものとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長はその議長となる。

- 2 協議会は、任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、地域包括支援センターに置く。

(会長への委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年2月28日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日告示第13—5号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第40—2号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月6日告示第15号)

この告示は、公布の日から施行する。

地域包括支援センター運営協議会について

(厚労省通知「地域包括支援センターの設置運営について」より抜粋)

センターは、市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとされている（施行規則第140条の66第2号ロ）。

運営協議会の目的は、センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことである。そのため、センターに年度毎の事業計画を立てさせ、業務の遂行状況の評価し、次年度の事業に反映させる等、PDCAサイクルを確立させるために、センターから事業計画書等を提出させて評価する必要がある。

●所掌事務

運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

① センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

- ア センターの担当する圏域の設定
- イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
- ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施
- エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
- オ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

② センターの行う業務に係る方針に関すること

運営協議会は、本通知3(1)により、市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする。

【地域包括支援センターの設置運営について3(1)より抜粋】

市町村が直接運営するセンター（以下「直営型センター」という。）の場合も、センター職員の目標達成に向けた意識の共有を図る観点から、委託をする場合と同様に運営方針を定めることが望ましい。

ア 市町村の地域包括ケアシステムの構築方針

(例)・住民の相談には懇切丁寧にワンストップで対応

- ・切れ目のない医療・介護連携の体制を構築
- ・生涯現役のまちづくりを目指した介護予防の推進
- ・住民や高齢者を含め多様な担い手が参画する支え合いの体制づくり
- ・地域共生社会の構築に向けた地域の連携体制におけるセンターの位置づけや役割

イ 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

(例)・認知症及び独居世帯等の高齢者の生活状況の確認

- ・社会的活動（ボランティア等）を希望する高齢者の把握

ウ 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

(例)・住民や高齢者を含め地域の関係者を集めて、地域ケア会議で把握した地域の課題を共有するための勉強会やワークショップの開催

- ・医療・介護等の多職種が集まる研修会への参加を促進

エ 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

(例)・指定介護サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場等の活用を推進

オ ケアマネジメント支援の実施方針

- (例)・介護支援専門員からの個別相談を受ける体制の確保（窓口の設置等）
- ・定期的な情報交換会、介護支援専門員の資質向上に向けた勉強会の開催
 - ・地域の住民、介護サービス事業者、医療機関等、地域の主体全体を対象とした適切なケアマネジメントのために必要な働きかけ

カ 地域ケア会議の運営方針

- (例)・効果的な地域ケア会議に向けたセンターと市町村の役割分担、管内で統一することが望ましいルールの設定、地域課題の提出方法
- ・センターが実施する地域ケア個別会議の目標

キ 市町村との連携方針

- (例)・市町村とセンターの連携のための連絡会議を定期開催

ク 公正・中立性確保のための方針

- (例)・介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を紹介した経緯の記録
- ・運営協議会への報告、説明等への協力

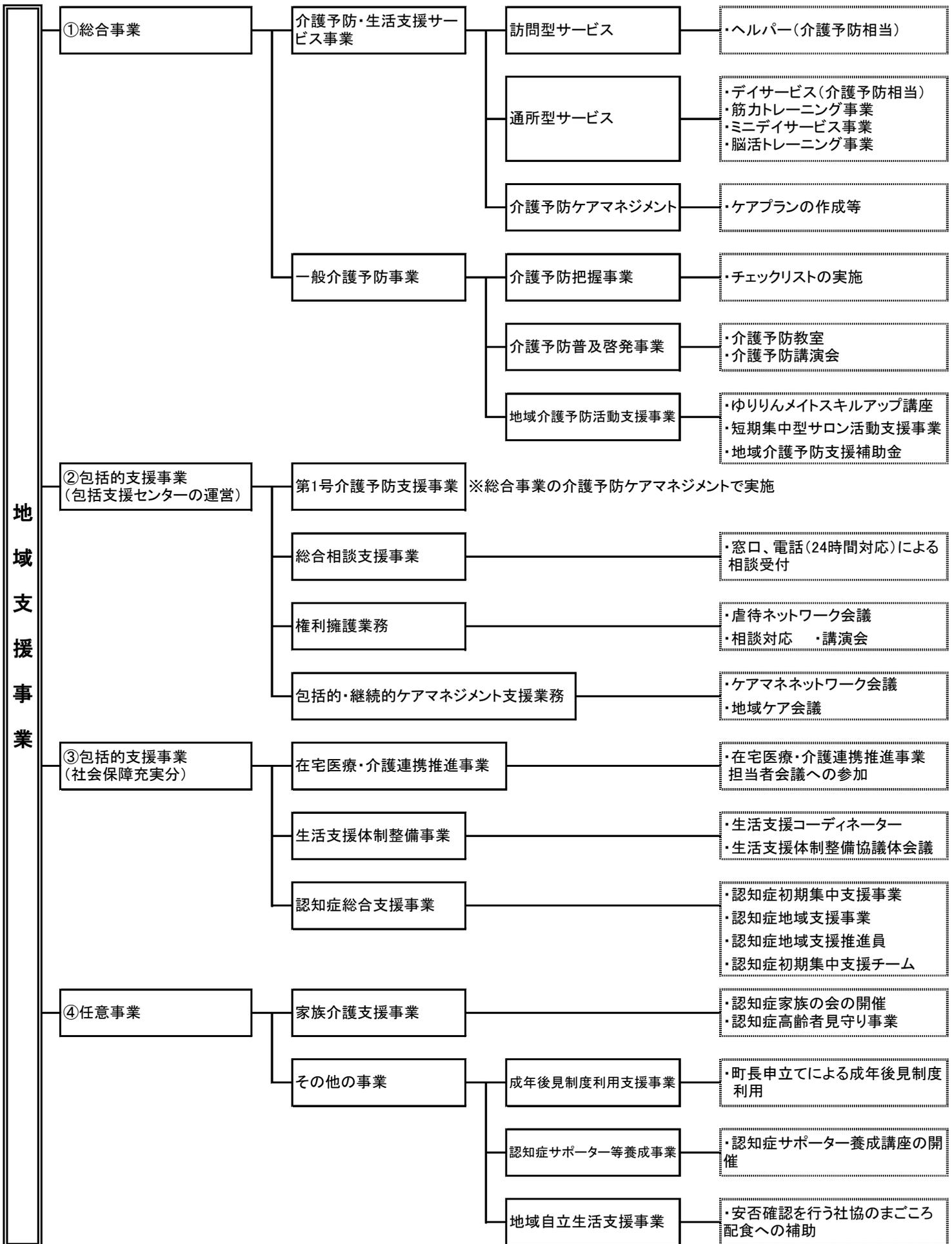
ケ その他地域の実情に応じて、運営協議会が必要であると判断した方針

③ センターの運営に関すること

ア 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

- a 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- b 前年度の事業報告書及び収支決算書
- c 前年度のセンターの運営状況に関する評価の結果
- d その他運営協議会が必要と認める書類

湯梨浜町地域包括支援センターの業務



【指定介護予防支援事業所としての業務】

介護予防支援事業 … 予防給付(通所リハビリ・福祉用具貸与など)を必要とする要支援認定者に対するケアプランの作成等を行う。3 -

湯梨浜町の高齢者の現状

1 人口及び高齢化率

項目	← 国勢調査 →			← 年度末人口 →			
	H22	H27	R2	R元	R2	R3	R4
総人口	17,029人	16,550人	16,062人	16,748人	16,695人	16,553人	16,394人
65歳以上	4,590人	4,958人	-	5,286人	5,384人	5,389人	5,353人
高齢化率	26.95%	30.00%	-	31.56%	32.24%	32.55%	32.65%

2 要介護・要支援認定者数及び要介護認定率

(単位：人)

介護度	H28		H29		H30		R元		R2		R3		R4	
	1号	2号												
要支援1	33	2	42	2	58	1	48	1	41	1	32	0	43	0
要支援2	83	4	99	3	98	2	101	1	105	1	103	1	88	1
要介護1	179	1	186	1	196	0	191	0	219	1	192	1	189	2
要介護2	201	7	203	6	191	6	204	6	218	5	242	6	247	3
要介護3	155	5	135	2	136	1	134	2	137	0	158	2	143	1
要介護4	138	4	124	1	125	0	115	0	136	2	134	2	134	3
要介護5	75	1	86	3	75	3	92	2	95	3	89	4	83	3
計	864	24	875	18	879	13	885	12	951	13	950	16	927	13
認定率	17.1%		17.1%		17.2%		17.2%		18.2%		18.2%		17.8%	

※各年度末の人数

3 要介護・要支援者のうち、認知度がⅡb以上の方

	H29	H30	R元	R2	R3	R4
Ⅱb	349人	393人	350人	379人	343人	315人
Ⅲa	182人	189人	202人	213人	249人	242人
Ⅲb	37人	22人	36人	37人	46人	54人
Ⅳ	45人	43人	53人	66人	55人	61人
M	4人	1人	1人	3人	4人	2人
計	617人	648人	642人	698人	697人	674人

※各年度末の人数 (資料：認定調査票)

Ⅱb	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
Ⅲa	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる
Ⅲb	夜間を中心に上記の状態が見られる
Ⅳ	日常生活に支障をきたす症状や行動が見られ、常に介護を要する。
M	せん妄、妄想、興奮、自傷など精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態

4 事業対象者の状況

利用サービス	R2	R3	R4
介護予防相当サービス	32人	38人	29人
筋力トレーニング事業	75人	104人	113人
ミニデイサービス事業	26人	19人	17人
脳活トレーニング事業	15人	23人	21人

※介護予防相当サービスは年度末利用者数。それ以外は年度内利用者実人数。

○事業対象者とは運動機能や認知機能の低下などに関する25の質問事項で対象者の状態を確認する「基本チェックリスト」で生活機能の低下が認められた者。要支援1に相当する。

5 介護予防把握事業によるチェックリスト実施結果

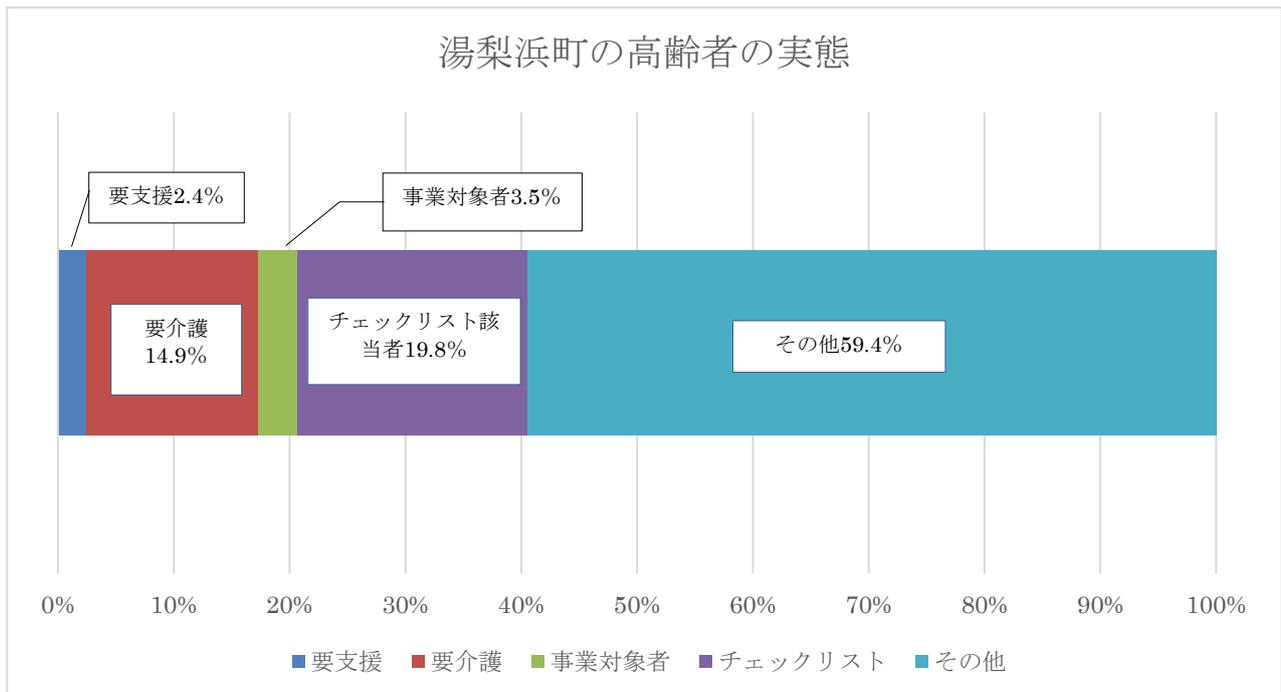
【対象者】65歳以上（要介護・要支援認定、事業対象者でサービスを受けている者を除く）

【回収率】対象者4,197人に対し、2,650人が回答。（回収率63.4%）内有効回答者2,407人

【実施結果】 ※複数の項目で該当あり

項目	基準	該当者数	割合
①総合	うつ以外の20項目のうち、10項目以上に該当	104	4.3%
②運動器	運動器の5項目のうち、3項目以上に該当	455	18.9%
③栄養改善	栄養改善の2項目すべてに該当	13	0.5%
④口腔機能	口腔機能の3項目のうち、2項目に該当	323	13.4%
⑤閉じこもり	閉じこもりのNo.16に該当	94	3.9%
⑥認知	認知3項目のうち、いずれか1項目に該当	562	23.3%
⑦うつ	うつの5項目のうち、2項目以上に該当	411	17.1%
いずれかに該当		1,061	44.1%

6 湯梨浜町の高齢者の現状（令和4年度末）



地域包括支援センター運営協議会の目的は、センターにおける各事業の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことにあります。そのため、業務の遂行状況を評価し、次年度以降の事業に反映させるため、運営協議会委員の皆さまには、包括支援センターの業務の遂行状況を評価していただきたいと思っております。

また、全体を通して評価できる点、及び改善を要する点、のご意見をいただきたいと存じます。判断が難しいことが多いとは存じますが、よろしくお願いたします。

目標1：地域包括ケアシステムの基本理念の推進

	項目	はい	いいえ	わからない
1	【介護予防教室・講演会関係関連】閉じこもり予防や認知症予防、介護予防の普及・啓発を目的とした教室及び講演会は充分に開催できていますか。	4	0	2
2	【介護予防・生活支援サービス関連】要支援者及び事業対象者に対し、一人ひとりの状態にあったサービスを受けることが出来るよう支援できていますか。	4	1	0
3	【地域での介護予防関連】身近な場所で介護予防ができる体制づくりの支援ができていますか	5	0	0
4	【医療介護連携】在宅医療・介護を包括的、かつ、継続的に提供できる体制の構築ができていますか。	4	0	1
<p>〈意見等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナの影響大。今後の取り組みに期待します。 ・評価の方法について、内容について検討して欲しい。コロナ禍での評価は難しい。 ⇒（対応策）今回初めて委員の皆様へ評価して頂きましたが、評価の項目や評価の仕方が曖昧で難しいとのご意見をたくさんいただき、評価の仕方は改善したいと考えています。 ・コロナ禍で実施しにくい中でも、できることを実施していると思っております。サロンの参加者数も回復してきており、勸奨や周知の取り組みの成果だと思っております。 ・地域介護予防教室、講演会などに参加者も増え（コロナ禍で減っていた）5年度も引き続き実施していただきたい。講演会は町民の興味を引き、多くの方が参加しやすい演題にしてほしい（少し4年度が少なくもったいない） 				

目標2：地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

	項目	はい	いいえ	わからない
1	【地域ケア会議関連】地域ケア会議において自立支援型のケアマネジメントや地域のネットワークの構築、地域課題の抽出ができていますか。	4	0	1
2	【地域ケア会議関連】地域ケア会議で抽出された個別課題や地域課題の把握と解決策の検討を行い、課題解決に向けた取り組みを進めていますか。	4	0	0

3	【生活支援体制整備関連】地域における困りごとの把握や地域資源の発掘を行い、それぞれの地域にあった助け合い・支え合い活動の推進ができていますか	2	2	1
4	【生活支援体制整備関連】高齢者自身が生活支援の担い手として社会的参加・社会的役割を持ち、生きがいをもって生活できる体制づくりが推進できていますか。	1	3	1
<p>〈意見等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要なケア会議やネットワーク会議を開催され、支援を進めたり、ネットワーク構築につとめている。 ・生活支援体制整備の取り組みは実施しているが、住民にとってはどうなのかが分からないため、評価しにくい。 ・数字の上でしかわからないし、(内容がわからないので)でも、担当者が適切に行ったということなので。 				

目標 3 : 介護に取り組む家族等への支援の充実

	項目	はい	いいえ	わからない
1	【相談体制関連】高齢者やその家族など支援を必要とする人が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるように、地域住民や協力団体等が普段の関わりの中で見守りや助け合いをしていく地域包括ネットワークの構築を行い、地域包括支援センターの相談・支援機能を強化・充実できていますか。	0	1	3
2	【相談体制関連】様々な関係者が十分に連携して介護者支援を推進できる体制を整え、介護者のニーズに応じた支援につなげ、介護者の介護負担軽減が図れていますか。	0	1	3
3	【介護予防事業対象者実態把握関連】基本チェックリストの実施や包括支援センター職員による訪問により、予防事業対象者を早期に発見し、高齢者の支援を行うことで高齢者の家族の負担の軽減に努めていますか。	2	1	2
<p>「意見等」></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握の回収率が低く、回収率を上げる対策が必要であり、評価が難しい。 ・回収率が低すぎる（基本チェックリスト） ⇒（対応策）令和2～4年度はコロナ禍であり郵送で実施したが、今年度は地区の保健推進委員に回収してもらう方法に変更予定です。 ・介護者の相談できる場所がどこか、こういった支援があるか？もっと町民に知ってもらえるように。 ⇒（対応策）町報やTCCの活用を検討します。 ・愛の輪協力員・民生委員の仕事を明確に。連携して。（そのためには会合を定期的にもつように） ⇒（対応策）社会福祉協議会、総合福祉課と連携していきたい。 				

目標 4： 認知症施策の総合的な推進

	項目	はい	いいえ	わから ない
1	【認知症への理解】認知症サポーター養成講座の開催や認知症ケアパスの配布により、地域住民の認知症への対応や理解を深めていますか。	2	3	0
2	【緊急時の情報共有体制】「認知症高齢者等見守り事業」を実施し、万一の緊急時に家族及び関係機関との情報共有が円滑に図れる体制整備が行えていますか。	0	3	1
3	【困難事例への支援】医療・介護サービスが受けられていない、または中断して対応に苦慮してる等の方に対し、包括的・集中的支援が行えていますか。	3	1	1
<p>〈意見等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症サポーター養成講座をもっとして、地域住民に“認知症”の理解を求めて欲しい。（“見守り”を地域住民でしていただくためにも） ⇒（回答・対応策）今年度は民生児童委員に対して養成講座を開催します。 また今年度より地区で行う人権学習会の1つのテーマとして取り組む予定にしています。その他、地域で行う介護予防教室、小学校、民間企業に声をかけているところです。 ・ 認知症の鑑別判断がなされないまま、重度になりサービスを受けているケースも多くあります。認知症クリニカルパスの更なる有効機能に期待します。 				

目標 5： 高齢者虐待の防止等の権利擁護の推進

	項目	はい	いいえ	わから ない
1	【広報関連】高齢者虐待や相談窓口の周知を図り、虐待の早期発見・早期対応につなげていますか。	2	2	1
2	【普及啓発関連】高齢者支援の対象者に対して、高齢者の権利について研修を実施し、普及啓発が図れていますか。	2	2	0
3	【ネットワーク関連】虐待防止について、民生児童委員・人権擁護委員・福祉サービス関係者・医師・警察・県担当者と連携を図れていますか。	3	1	1
<p>〈意見等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2について“人権学習会”のように地域・公民館単位で講演会、学習会を推進した方がいいのではないのでしょうか ⇒（回答・対応策）今年度より地区で行う人権学習会の1つのテーマとして取り組む予定にしています。 ・ 講演会年1回は少ない、せめて2回は実施してほしい ⇒（回答）今年度は1回分の予算のため、来年度に向けて検討していきたいと思います。また、町報等で成年後見制度を周知する予定です。 				

その他（地域包括支援センターの施策等についてご意見・ご要望がございましたら、ご記入ください）

・コロナ禍の中で国の施策、県の施策いろいろあわせることで町の施策、取り組みの大変だったと思います。高齢者の多い湯梨浜町は地域に何が大切かを住民たちと話し合いながらすすめていってほしいと思います。民生委員、区長、館長、高齢者クラブ地域の代表者との会合を多く開いてほしいと思います。

・「ゆりりんメイト」を募集されるということですが、5年度の講義をいままでのメイトも参加できるようにしてほしい（とてもいい講座なので）。再教育の場として。（希望者だけでも）

⇒（回答）現役のゆりりんメイトも希望により講座に参加できるよう個別通知も行いました。（令和5年9月1日から令和6年2月8日まで養成講座を開催）

・コロナ感染が今後落ち着くと思われます。町内には、特養2箇所、老健2箇所、養護老人ホーム1箇所をはじめ、通所事業所、グループホーム、小規模と多くのサービス事業所があります。包括支援センターの役割でもある居宅ケアマネの指導等のみならず、多種事業所に対しても協力体制や町内情報の共有等の発信等をお願いします。

⇒（回答）9月のケアマネネットワーク会議に町内事業所のリハビリスタッフの方にも参加していただき、地域の介護予防について研修会を予定しています。また、月1回開催している地域ケア会議についても、これまでリハビリの専門職として社会福祉協議会に出席をお願いしていましたが、今後は町内事業所のリハビリスタッフの方にも専門職の立場で、会議への出席をお願いしていこうと考えています。

・事業評価表は評価内容について、はい、いいえ、いいえ、わからないの3段階ではなく、5段階等見直すように希望します。また、評価についても、事務局で評価して、その考え等を記述してもらい、委員がそれについて意見を述べる方法がよいと思われます。

⇒（回答）今回初めて委員の皆様の評価して頂きましたが、評価の項目や評価の仕方が曖昧で難しいとのご意見をたくさんいただき、評価の仕方は改善したいと考えています。

令和5年度湯梨浜町地域包括支援センター事業実施方針に基づいた事業計画

令和5年度湯梨浜町地域包括支援センター事業実施方針に基づき、下記のとおり事業を展開します。

目標1 地域包括ケアシステムの基本理念の推進

①自立支援、介護予防・重度化防止の推進

事業名	内容	計画	R5予算	R4決算
介護予防ケアマネジメント事業、介護予防支援事業	要介護状態等になることを予防するため、総合事業対象者及び要支援認定者に対するケアマネジメントを行い適切なサービスの調整を行う。	(委託分・1月あたり) ・介護予防ケアマネジメント 45件 ・介護予防支援 80件	4,930,440	4,476,620
筋力向上トレーニング事業	理学療法士の指導の下、マシンを活用し高齢者の動作性・体力の向上を図る。	【計画値】延2,900人 ・(社協)週2筋トレ 24回×4期 ・(社協)週1筋トレ 12回×4期 ・(社協)卒トレ 12回×4グループ×2サイクル ・(サンテ東郷)週1筋トレ 12回×4期	8,967,000	8,076,084
ミニデイサービス事業	閉じこもりがちな人に、集団によるレクリエーションや運動指導・機能訓練を行い、閉じこもりや物忘れなどを予防する。	【計画値】延1,440人 ・(あずま園)30人、週1回	2,629,000	1,507,692
脳活トレーニング事業	運動機能が低下して来た人に、運動指導員等の指導のもと、体操等の介護予防運動を行い、膝痛や腰痛等を軽減しながら体力をつけていく。	【計画値】延768人 16人(24回×2期) ・あずま園、サンテ東郷で実施	2,823,000	2,396,298
温泉トレーニング助成事業	介護が必要とならないための体力を養うため、足腰に負担のかかりにくい温水プールを利用した体力づくりを支援する。	【計画値】25人 ・龍鳳閣で実施	102,000	32,976
介護予防講演会	総合事業対象者等に対し、運動や口腔・うつ等の介護予防に対する講演を通して、介護予防に対する理解を深める。	・介護予防講演会(年3回) ・健口機能向上講演会(年3回)	63,000	35,734
介護予防教室	運動・口腔・栄養について各地域のサロン等で介護予防教室を実施する。	・依頼があれば随時開催	0	0
介護予防・健康づくりリーダー ゆりりんメイト	ボランティアとして地域の自主的な介護予防や健康づくり活動の指導や支援を行っていく介護予防・健康づくりリーダーを養成することにより、地域の支え愛活動の充実を図り、時代に合った地域づくりを推進する。	ゆりりんメイトのスキルアップやモチベーションアップを目的とした交流会や研修会の開催と新規のゆりりんメイトを養成する。	61,000	23,444
短期集中型サロン活動支援事業	地域のサロン等に、町職員・ゆりりんメイトが出向き、3ヶ月程度集中してサロン活動を支援していき、地区の介護予防の充実を図り健康な地域づくりを推進する。	・3ヶ月、毎週1回又は2週に1回コースより選択 ・年間3団体程度	0	0
地域介護予防活動支援補助金	主に65歳以上の高齢者で、月2回以上定期的に運動・体操を含めた活動を行う団体が継続的に活動できるよう支援を行う。	・令和4年度からの継続 14団体 ・令和5年度新規申請団体 3団体	989,000	686,419
食の自立支援事業	独居又は高齢者自宅で炊事が困難な方に、栄養のバランスの取れた食事を提供するとともに見守りを行うため、町社会福祉協議会が実施している「まごころ配食」を支援する。	・登録者21名、延3,156食の配食を予定	1,384,000	1,367,000

②在宅医療・介護連携の推進

事業名	内容	計画	R5予算	R4決算
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域における医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する連携体制の構築を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・資源マップの更新 ・「しよいやの会」開催 ・「医療介護連携にかかるアンケート」、 「一次・二次連携」の実施 ・「中部圏域入退院調整手順」の管理 ・関係団体との連携 ・「1市4町・中部福祉保健局・医師会担当者会」開催 	88,000	12,848

目標2 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

①地域ケア会議等の推進

事業名	内容	計画	R5予算	R4決算
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、社会資源の活用を含め包括的・継続的なケアが推進されるように、主治医・ケアマネなど多種職の連携や介護支援専門員向上の支援や情報交換を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議(毎月1回) ・ケアマネネットワーク会議(年6回) 	0	0

②生活支援体制整備の推進

事業名	内容	計画	R5予算	R4決算
生活支援体制整備事業	さまざまな生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備協議体の開催(年3回) ・旧町村単位での第2層生活支援体制整備について町社協へ委託 	3,029,000	2,845,217

目標3 介護に取り組む家族等への支援の充実

①相談・支援体制の強化

事業名	内容	計画	R5予算	R4決算
総合相談支援事業	高齢者の相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。	【計画値】年間820件	0	0

②介護予防事業対象者の実態把握

事業名	内容	計画	R5予算	R4決算
介護予防把握事業	65歳以上の方を対象に基本チェックリストを実施し、総合事業対象者の把握を行う。	・65歳以上(要介護、要支援認定者、事業対象者を除く)の約4,100人を対象	1,103,000	1,007,493
集団健診タッチパネル実施	町が行う集団健診やイベント等で物忘れチェックができるタッチパネルを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内年間健診 19回(8種目健診等) ・サロンやイベントで希望があれば実施 	0	0

目標4 認知症施策の総合的な推進

①普及啓発・本人発信支援

事業名	内容	計画	R5予算	R4決算
認知症家族のつどい	認知症高齢者を介護している家族が集い、介護相談や情報交換を行う。	・認知症家族のつどいを毎月開催	132,000	90,000
オレンジカフェ	認知症の方やその介護者、地域の人が集まり、お茶を飲みながら交流する場を開催。	オレンジカフェを毎月開催 新規に泊地区で開催予定	—	—
にっこりの会	若年性認知症の方やその介護者を対象とした集まりで、参加者同士の交流や情報交換を行う。	鳥取県若年性認知症サポートセンターと中部管内1市4町により2カ月に1回開催	—	—
認知症サポーター養成講座	認知症の人や家族に対する理解を深める研修を行い、地域や職場などで見守りできる体制づくりを行う。	・一般 200人程度 ・小学生 100人程度 ・中学生 130人程度 人権学習で開催	16,000	0
認知症高齢者等事前登録制度	早期発見に必要な情報や写真を事前に登録し、台帳を作成。長寿福祉課(地域包括支援センター)及び総務課、倉吉警察署の3か所で保管し、緊急時に活用する。	・申請があれば随時登録	—	—
認知症高齢者等位置情報機器利用助成事業	位置情報検索機器(専用端末)を利用契約する際、その初期費用の一部を助成する。	・年間3件程度	15,000	5,000
認知症高齢者等個人賠償保険(新規)	認知症高齢者等事前登録制度の登録者を被保険者とし、日常生活上の事故等により損害賠償責任を負った場合の補償をする。	・年間15件程度	30,000	21,870

②早期対応・早期対応に向けた体制・連携強化

事業名	内容	計画	R5予算	R4決算
認知症総合支援事業	認知症が疑われる者に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の配置と支援体制の構築、医療・介護・生活支援サービスの連携支援や相談業務を行う「認知症地域支援推進員」を中心とした地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上。	・認知症地域支援推進員の配置(1名) ・認知症初期集中支援チーム会議(ケースがあれば随時開催) ・認知症ケアパスの印刷・配布	3,420,000	1,554,510

目標5 高齢者虐待の防止等

①広報・普及啓発

事業名	内容	計画	R5予算	R4決算
権利擁護講演会	高齢者虐待や成年後見制度をテーマに、町民や福祉関係者向けの講演会を行い、虐待の防止や制度利用の普及を図る。	・年1回開催	18,000	0

②ネットワーク構築

事業名	内容	計画	R5予算	R4決算
高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議	民生児童委員、人権擁護委員、福祉サービス関係者、医師、警察、県担当者と連携を図り、虐待防止の在り方について協議を行う。	・ネットワーク会議を年2回開催	48,000	4,800

(湯梨浜町) 介護予防支援介護予防ケアマネジメント・委託事業所一覧

資料-3

No.	事業者名称	事業所名称	住所	事業者番号	備考
1	医療法人専仁会	介護老人保健施設 ハワイ信生苑	湯梨浜町はわい温泉58-5	3171400322	H30.4~契約
2	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	湯梨浜町泊1085-1	3171400561	H30.4~契約
3	合同会社烏龍舎	ホームケアサポートサービスEsola	湯梨浜町長江310番地76	3171400991	H30.11~契約
4	特定非営利法人 一粒の麦	居宅介護支援事業所キラリ	倉吉市見日町491	3170300507	H30.4~契約
5	医療法人清和会	在宅介護支援センターせいわ	倉吉市上井300	3170300317	H30.10~契約
6	社会福祉法人敬仁会	居宅介護支援センター ル・サンテリオン	倉吉市山根55-233	3170300622	H30.4~契約
7	社会医療法人仁厚会	居宅介護支援センター ル・サンテリオン北条	北栄町土下123-1	3171400280	R1.12~契約
8	社会福祉法人敬仁会	居宅介護支援センター ル・サンテリオン東郷	湯梨浜町野花443-1	3171400116	H30.4~契約
9	株式会社ライフケア湯梨浜	ライフケア居宅介護支援事業所	湯梨浜町田後224-1	3171400967	R1.8~契約
10	社会福祉法人みのり福祉会	居宅介護支援事業所ふくもり	倉吉市福守町492-1	3170300770	R2.3~契約
11	社会福祉法人中部福祉会	アロハ居宅介護支援センターあずま園	湯梨浜町光吉107-35	3171400850	H30.4~契約
12	合同会社くるみの木	居宅介護支援事業所くるみの木	北栄町松神145-1	3171401023	R4.5~契約
13	株式会社ライトアップ	そらいろ居宅介護支援事業所	倉吉市宮川町188番地	3170301018	R4.11~契約

認知症基本法が令和5年6月に成立した。認知症の人たちと共生する社会の推進や認知症当事者や家族の声を関連施策に反映させることが柱となっている。湯梨浜町でも介護保険の認定疾患の1位は認知症で、高齢者の5人に1人は認知機能の低下がみられる。

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の人々の認知症に対する古い考えから正しい理解を促進し、早期の相談体制の整備などが必要である。

《現在の町の認知症対策事業》

事業	事業内容
認知症サポーター養成講座	認知症の症状や治療、本人・家族への対応の仕方等学ぶ講座(45分～90分)。各地区の地域住民、小中学校、事業所等を対象に実施。
認知症家族のつどい	毎月第4水曜日10時～12時:中央公民館羽合分館 認知症の人と家族の会鳥取県支部のアドバイザーを助言者として介護に関する情報共有や介護の悩み等の話し合いを実施。 個別相談あり。
オレンジカフェ (認知症カフェ)	毎月第2水曜日10時～11時30分:総合相談センターどれみ 認知症の人やその家族、地域の方など、どなたでも気軽に参加・相談できる場所として開催。ミニ講話や脳トレ、体操などで楽しく交流。個別相談あり。
脳活トレーニング教室	実施場所:あずま園、グループホームゆりはま 介護保険認定を受けてない方で、物忘れ相談プログラム(タッチパネル)で該当された方を対象に、6か月間(週1回)専門職員の指導のもと、運動と脳トレ等を組み合わせた教室。送迎あり。
物忘れ相談プログラム (タッチパネル)	頭健康チェック 3分程度、タッチパネルでいくつかの質問に答えてもらうことで物忘れのレベルを判定できる。
介護予防教室	各地区の要望により身体機能の維持向上、閉じこもり予防、認知症予防などの講話や体力測定介護予防体操等を実施。認知症の予防については、物忘れ相談プログラム(タッチパネル)や認知症予防体操等希望により実施。
県・中部地区の 取り組みに参加	<ul style="list-style-type: none"> ・にっこりの会:偶数月に中部地区内で開催。当事者及び家族を対象に集まり、本人同士の交流や家族の情報共有や悩みを話し合う会 ・本人ミーティング:奇数月に中部地区内で開催。認知症の本人が集い、本人同士が主体的に話し合いより良い暮らしに、地域のあり方を話し合う会 ・アルツハイマー月間:認知症の正しい理解の啓発

《今後必要と考えられる認知症対策事業》

① 現在の事業の充実

- ・サポーター養成講座
- ・オレンジカフェ など

② チームオレンジ等による認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

・「チームオレンジ」とは、診断後の早期の空白期間等における心理面・生活面の早期からの支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みやや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ研修を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

活動例：外出支援、見守り、声かけ、話し相手、専門職へのつなぎ等見守り

③ 認知症と診断される前の物忘れの段階でどこかの相談をしてつながるような体制整備

- ・認知症ケアパス

チームオレンジの取組の推進

◆「チームオレンジ」とは

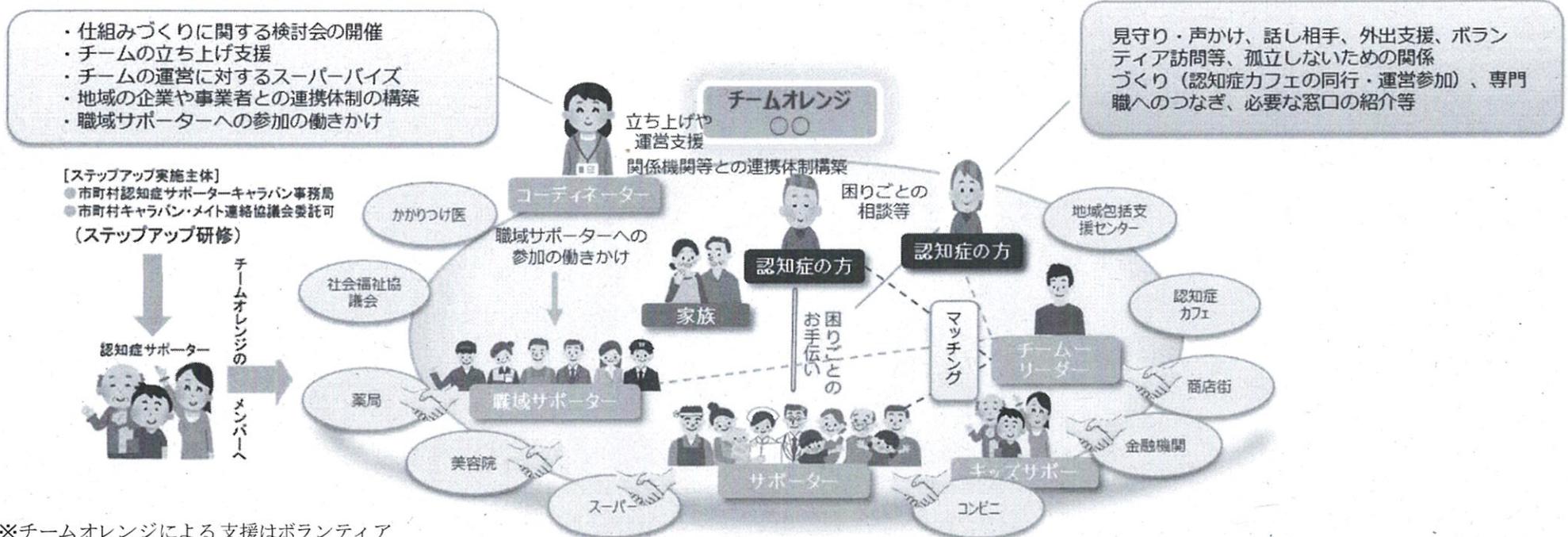
認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーター(※)を配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター(基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者)を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

(※) 認知症地域支援推進員を活用しても可

【事業名】 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業(地域支援事業交付金)

【認知症施策推進大綱: KPI/目標】 2025(令和7)年

- ・ 全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジなど)を整備



※チームオレンジによる支援はボランティアで行うことが望ましい。(地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保のためのボランティアポイントの仕組みの活用も可能)

チームオレンジ三つの基本

- ①ステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。
- ②認知症の方もチームの一員として参加している。(認知症の方の社会参加)
- ③認知症の方と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる

認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備